

京町家保全・活用推進条例(仮称)を制定する必要性

■京町家に関する京都市の計画・施策の体系

「世界文化自由都市宣言」(昭和 53 年 10 月宣言)
都市理念(都市の理想像) : “優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市”

「京都市基本構想」(平成 11 年 12 月策定)

だれもが京都に住むことの誇りと京都への愛着をもちつつ、ずっとここでくらし続けたいと思えるようなまちの実現

- 緑豊かな自然や歴史をたっぶり包み込んだ美しい町家と町並みなど、京都が培ってきたあらゆる文化資源を今まで以上に生かす
- 伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基本とする都心の再生に努める
- それぞれの地域において市民が日常的な生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく

「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」(平成 22 年 12 月策定)

<京都の未来像>

- 歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」

「歴史・文化都市創生戦略」

歴史の重層性を実感できる建造物や庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する

「はばたけ未来へ！京プラン 実施計画第2ステージ」(平成 28 年 3 月策定)

歴史・文化都市創生戦略

<戦略を推進する2つの柱>

- 柱1 山紫水明の自然と悠久の歴史にはぐくまれた町並みの保全・再生、世界遺産をはじめとする歴史的・文化的資産の保存・継承・活用
- ⑥ 京町家を次世代に引き継ぐための条例の制定や、空き家対策との一体的な取組などによる京町家の保全・活用の推進

「分野別計画」

- 京町家再生プラン
- 京都市景観計画
- 京都市住宅マスタープラン
- 京都文化芸術都市創生計画 など

■京町家の保全・活用に関する条例制定に向けた視点(京町家の保全・活用を図る必要性について)

景観

：「京町家」は、本市の趣のある町並み景観の基盤を構成している

文化

：「京町家」に蓄積されてきた生活文化を、市民が継承し、発展させていくことは、真に豊かな市民生活の実現につながる

まちの魅力の向上

：京町家をベースとした景観形成、生活文化の継承・発展は、まちの魅力を向上させ、国内外から訪れ、学び、住み、交流する新たな人の流れをつくることに寄与する

環境との調和(持続可能な社会の実現)

：「京町家を景観的・文化的ストックとして、可能な限り長期にわたり有効活用すること」
+「市民が、京町家に蓄積されてきた文化を共有し実践すること」
⇒ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市文明から脱却し、環境との調和を目指す持続可能な社会の実現に寄与する

■京町家の保全・活用に関する条例を制定する必要性について

- 京町家は、市民にとっても貴重な財産であることを位置付け
- 所有者に対しては支援とあわせて、保全・活用に繋げるため、取り壊しに関する手続きを整備

など、あらゆる手を尽くして、京町家の保全・活用を図り、次世代に継承するために、新たな条例を制定する必要がある。

■社会情勢の変化

- ・文化庁の京都移転、日本・京都文化への関心の高まり
- ・観光客の増加とそれに伴う宿泊需要の拡大
- ・東日本大震災や熊本地震の発災に伴う安心・安全志向の高まり
- ・人口減少・少子高齢化の進展
- ・空き家の増加、エコ意識の向上 など

■京町家の現状・課題

活用に関する現状

近年の伝統文化や
ライフスタイルに対する再評価

不動産流通市場における
京町家の需要の高まり

多様な形での京町家の活用の進展

京町家の活用促進に向けた
環境が整ってきている

継承に関する現状

家族間での継承が難しい

維持・修復、改修に関する
資金、技術的な問題

所有者自らが問題を抱え込み、行政
や(公財)京都市景観・まちづくりセン
ター、京町家の保全・活用に前向きな
事業者等に相談することなく、限られ
た選択肢の中で取り壊しを決意

京町家の滅失に歯止めが
かかっていない

- 京町家の取り壊しを回避するため、市民、事業者、地域、行政が一体となって、「みんなごと」として、これを守り、育て、創造的に活用することを宣言